本商品は新規のお取扱いを終了しております

特別金利定期預金2026

自由金利型定期預金 ＜M型＞ ［単利型・複利型］

2026年7月1日現在

商　品　名	**特別金利定期預金2026**
取扱期間	2026年2月24日　～　2026年9月30日 ※募集総額に達した場合や市場動向により、期間内であっても取り扱いを一時停止または終了する場合があります。
販売対象	個人または個人事業主の方。
預入期間	1年　・　3年
種　　類	自動継続　（元金継続または元利金継続）の取り扱いとなります。
募集総額	100億円
預　　入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 一括預入 一口の預入金額は20万円以上1,000万円未満 1円単位
預入原資	現金もしくは、3か月以内に当金庫預金口座（普通預金・貯蓄預金等）に入金された資金からのお預け入れとします。 （退職金、給与、賞与、年金等、他金融機関からの預け入れも含みます。）
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。
利　　息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	 〔単利型〕＜預入期間　1年＞ ・固定金利　年0.600% を約定利率として満期日まで適用します。 ※満期日における自動継続後の利率は、継続日における次の店頭表示の利率を適用します。 （お預入れ金額20万円以上300万円未満の場合は店頭表示スーパー定期1年ものの利率） （お預入れ金額300万円以上1,000万円未満の場合は店頭表示スーパー定期300、1年ものの利率） 満期日以降に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
利　　息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	 〔複利型〕＜預入期間　3年　＞ ・固定金利　年1.000% を約定利率として満期日まで適用します。 ※満期日における自動継続後の利率は、継続日における次の店頭表示の利率を適用します。 （お預入れ金額20万円以上300万円未満の場合は店頭表示スーパー定期、3年ものの利率） （お預入れ金額300万円以上1,000万円未満の場合は店頭表示スーパー定期300、3年ものの利率） 満期日以降に一括してお支払いします。 付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算となります。
税　　金	お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（但し、マル優利用の場合は除きます。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% （国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手　数　料	不要です。
付加できる 特約事項	「総合口座」にもセットでき、「総合口座」の担保とすることができます。 ※「総合口座」セットの場合は担保（貸越利率は担保定期預金に0.5%上乗せした利率）とすることができます。 但し、貸越極度額は総合口座にセットしてある定期預金の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額までとなります。
中途解約時 の取扱い	満期日前に解約の場合は、定期預金の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金利情報の 入手方法	金利は窓口へご照会ください。
その他	この商品概要説明書に定めのない事項については、通常の定期預金規定により取り扱います。

富山信用金庫

苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立てていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター　(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター　(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター　(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター　(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249) 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合 には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

富山信用金庫